

児童が被害者となるネットワーク利用犯罪の増加と対策

長岡大学教授 村山光博

はじめに

- 1 コミュニティサイトに起因する犯罪の検挙件数と被害児童数は急増
- 2 インターネット接続では携帯電話とスマートフォンの利用率が逆転
- 3 小学生の16.3%がスマートフォンを所有
- 4 フィルタリングとペアレンタルコントロールの設定は保護者の責務

おわりに

はじめに

現代の社会では、インターネットの高速化やパソコン、携帯電話、スマートフォンなどの機器の高機能化を中心とした情報通信技術の発展が目覚ましい。その恩恵を受けた生活の中には日々膨大な量の情報が溢れており、私たちにはこれらの膨大な情報の中から必要としている情報を短時間で効率よく抽出し、さらにはその情報の真偽を見極めて適切な意思決定を図る能力が求められる。インターネットの利用普及によって生活スタイルも大きく変化し、楽天市場やAmazon（アマゾン）などに代表されるインターネットショッピングでは、注文や問い合わせに対する24時間年中無休の顧客対応や物流の迅速化・高機能化の実現などにより、私たちが時間や距離による制約を意識することはほとんどなくなった。またTwitter、Facebook、LINEなどSNS（Social Network Service）の利用によって個人間のコミュニケーションが活性化され、同じ趣味や思想を持つ見知らぬ同士がインターネット上で気軽にコミュニティを形成することもすでに一般的となった。

このように、インターネット利用の拡大は利便性の向上や他者とのコミュニケーションのツールとして私たちの生活に明るい光をもたらしたと言えるが、一方で暗い影の部分を実感する。インターネット

の利用にかかわるトラブルや犯罪の発生は年々増加の傾向にあり、これに伴って18歳未満の児童被害者数も増えている。また、睡眠時間や学習時間等の生活の基本となる重要な時間を削ってでも長時間インターネットの利用に没頭してしまうことにより身体や精神に不調を引き起こす、いわゆるネット依存症という病気を発症する児童も増えている。

前稿¹⁾では、興味や関心を共有する人々が集まって情報交換などを行うコミュニティサイトにかかわることでトラブルや犯罪の被害を受ける児童が増えている現状において、本人も気づかないうちに犯罪の被害に遭ってしまうことから児童を守るためには、インターネットがもたらす影の部分に関する理解とその対策に向けた具体的な行動が、これまで以上に保護者に求められていることを述べた。しかし、その後の時間の経過に伴う情報通信環境の変化は著しく、前稿の執筆時点と現在とでは、児童の周りの情報通信環境も大きく変わっている可能性がある。また最近では、新聞やニュースでも児童が被害者となったネットワーク利用犯罪の報道を以前にも増して頻繁に目にするようになり、これらの犯罪の発生は依然として増加の傾向にあることを実感する。

本稿では、ネットワーク利用犯罪の検挙件数やそれに巻き込まれて被害に遭う児童数の推移と児童のインターネットへの接続手段の変化を確認した上で、児童を犯罪被害から守るために今必要なことは何かを、改めて述べたい。なお、本来であれば犯罪以外にも過度のインターネット利用に伴う児童のネット依存症についても考慮すべきところであるが、ネット依存症は病気の一種であり、犯罪被害の防止とは対策も異なってくるため、また別の機会に取り上げたい。

1 コミュニティサイトに起因する犯罪の検挙件数と被害児童数は急増

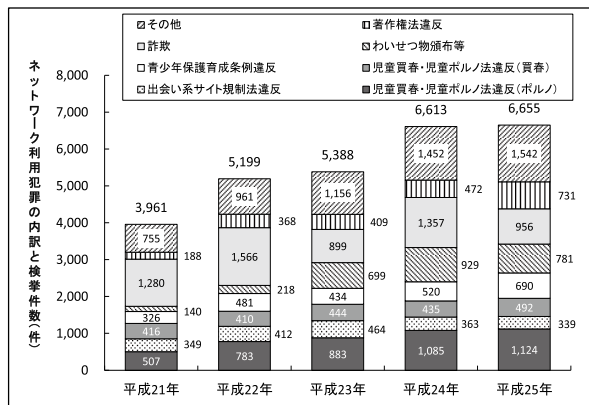
警察庁では、情報技術を利用した犯罪、いわゆるサイバー犯罪の中でもネットワークを利用した犯罪を次のように定義している。

犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪、又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要な不可欠な手段としてネットワークを利用した犯罪をいう。

警察庁「平成25年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」より

警察庁がまとめたネットワーク利用犯罪の検挙状況(図表1)において、平成25年中の検挙件数は計6,655件で4年前平成21年の3,961件に対して2,694件の増加、割合では1.7倍近くの著しい増加を示している。ネットワーク利用犯罪の内訳の中でもとくに児童との関係が深い「児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)」(平成25年:1,124件)、「児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)」(平成25年:492件)、「青少年保護育成条例違反」(平成25年:690件)は、平成21年の結果と比較して大きく増加しており、内訳の「出会い系サイト規制法違反」も含めて、これら児童が被害の中心となり得る犯罪の平成25年中の検挙件数を単純に合計すると2,645件で、ネットワーク犯罪検挙数の総数6,655件に対して約4割を占めている。

図表1 ネットワーク利用犯罪の内訳の推移



(出所) 警察庁「平成25年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」²⁾

児童がネットワーク犯罪の被害者となる原因の一つとして、一般的にはいわゆる出会い系サイトの利用が思い浮かぶところである。しかし、これに関しては、

出会い系サイトの利用に起因する犯罪を防ぐため、「出会い系サイト規制法」(正式名称「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」)(平成15年法律第83号)が制定された。さらに、出会い系サイト事業者に対する規制の強化等を図るために平成20年12月1日に同法の一部が改正され、施行されている。「出会い系サイト」は、同法の第2条第2号の中で「インターネット異性紹介事業」として次のように定義されている。

異性交際(面識のない異性との交際をいう。以下同じ。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業

一方、コミュニティサイトは非出会い系サイトとも呼ばれているが、内容に関する明確な定義は見当たらず、例えば警察庁の資料では「SNS、プロフィールサイト等、サイト内で多人数とコミュニケーションをとれるウェブサイトのうち出会い系サイトを除いたものの総称」と表記されている。

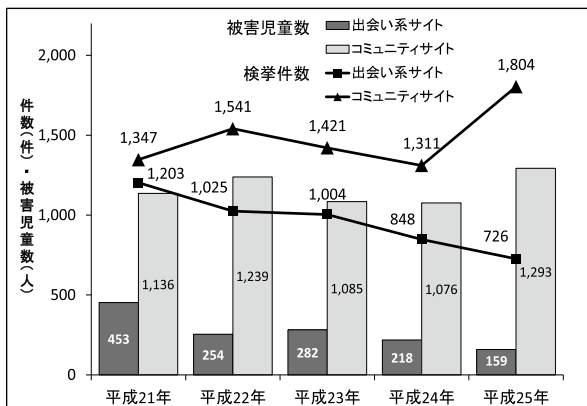
出会い系サイトに起因する犯罪の被害児童数および検挙件数(図表2)をみると、被害児童数は平成21年の453人に対して平成25年の159人、検挙件数は平成21年の1,203件に対して平成25年の726件といずれも大幅に減少していることがわかる。

一方、コミュニティサイトに起因する犯罪の被害児童数は、平成21年で1,136人と同年の出会い系サイトに起因する犯罪の被害児童数453人の2倍以上であるものの、平成22年に1,239人でピークを示した後は、平成23年1,085人、平成24年1,076人と減少傾向も見せていた。しかし、平成25年は1,293人と前年に対して217人(+20.2%)の再び急激な増加を示している。検挙件数についても、ピークとなった平成22年の1,541件から平成24年の1,311件までは減少傾向にあったが、平成25年は1,804件と前年に対して、493件(+37.6%)の大幅な増加を示している。

コミュニティサイトに起因する犯罪の被害児童数の平成25年における増加については、警察庁の「平成26年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに

起因する事犯の現状と対策について」³⁾の中でさらに分析が加えられており、被害児童数の1,293人のうち352人が無料通話アプリのIDを交換する掲示板（以降、ID交換掲示板と表記）に起因する犯罪の被害によるものであるとしている。このID交換掲示板に起因する被害者数は前年の平成24年は36人、それ以前は該当する被害者はいなかったことから、この2年間程度で突然現れて急増していることになる。なお、無料通話アプリの代表的なものの一つに「LINE」（ライン）が挙げられるが、これらのアプリの特徴として従来のコミュニティサイトのように複数の参加者が交流する機能の他にも、お互いにIDを知っている者同士が電話と同様に第三者に知られることなく、直接対話を行うことが容易に行える。このため、実際に犯罪被害が表面に出てくるまで、外部から未然に察知することが難しい。

図表2 出会い系サイトとコミュニティサイトにおける検挙件数と被害児童数の推移



(出所) 警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」⁴⁾

出会い系サイトとコミュニティサイトにおける平成25年の罪状別の被害児童数(図表3)について、出会い系サイトでは「児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)」の71人(44.7%)で最も多いのに対して、コミュニティサイトでは「青少年保護育成条例違反」の678人(52.4%)が最も多い。青少年保護育成条例は各都道府県が地域の実情に合わせて制定していることから、児童買春・児童ポルノ法に比べて適用範囲が広く、コミュニティサイトに起因して発生する多様な犯罪事例に適用している可能性がある。

図表4は出会い系サイトとコミュニティサイトに起因する犯罪における年齢別の被害児童数を示してい

る。いずれも年齢が上がるにつれて被害者数が増加しており、出会い系サイトでは14歳以上から、コミュニティサイトでは13歳以上から割合が高まるのがわかる。コミュニティサイトでは、小学生にあたる11歳以下の低い年齢層でも被害者が出ている。出会い系サイトでは被害を受けた児童のすべてが女性で、コミュニティサイトでも全体の被害者1,293人のうちの1,261人(97.5%)が女性である。

以上のことから、この5年間でネットワーク利用犯罪の被害者となる児童は減っておらず、ID交換掲示板などのより直接的で隠ぺい性の高い通信手段から犯罪に巻き込まれる事例が増えている。とくに女子が被害者の中心となっていることにも注意が必要である。

図表3 罪種別の被害児童数(平成25年)

	被害児童数(人)				
	出会い系サイト		コミュニティサイト		
重要犯罪	殺人	0	0.0%	0	0.0%
	強盗	0	0.0%	1	0.1%
	放火	0	0.0%	0	0.0%
	強姦	0	0.0%	18	1.4%
	略取誘拐	0	0.0%	3	0.2%
	強制わいせつ	0	0.0%	4	0.3%
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	71	44.7%	226	17.5%
	児童ポルノ	14	8.8%	341	26.4%
青少年保護育成条例違反		31	19.5%	678	52.4%
児童福祉法違反		38	23.9%	22	1.7%
その他		5	3.1%	0	0.0%
合計		159	100.0%	1,293	100.0%

(出所) 警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」⁴⁾

図表4 年齢別の被害児童数(平成25年)

出会い系サイト								
	~11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	合計
被害児童数(人)	0	2	5	22	31	51	48	159
年齢構成比	0.0%	1.3%	3.1%	13.8%	19.5%	32.1%	30.2%	100.0%
女性	0	2	5	22	31	51	48	159
男性	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニティサイト								
	~11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	合計
被害児童数(人)	15	32	115	255	293	305	278	1,293
年齢構成比	1.2%	2.5%	8.9%	19.7%	22.7%	23.6%	21.5%	100.0%
女性	15	32	111	251	287	297	268	1,261
男性	0	0	4	4	6	8	10	32

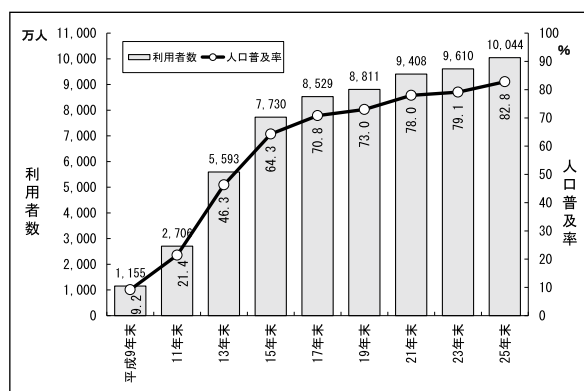
(出所) 警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」⁴⁾

2 インターネット接続では携帯電話とスマートフォンの利用率が逆転

ネットワーク利用犯罪に児童が巻き込まれる事例の増加は、児童の周辺におけるインターネットへの接続環境の変化と関係が深いと考えられる。そこで、ここでは現在の日本国内におけるネットワーク接続状況を見てみよう。

日本におけるインターネット利用者数と人口普及率の推移を図表5に示す。パソコン・タブレット端末の高性能化および低価格化、一般家庭への高速通信回線の普及、携帯電話・スマートフォンによるインターネット接続の普及などにより、利用者数および人口普及率はこれまで増加し続けてきた。平成25年末の利用者数は10,044万人、人口普及率は82.8%で伸び率は鈍化しているものの着実に増加の傾向にある。

図表5 インターネット利用者数と人口普及率の推移



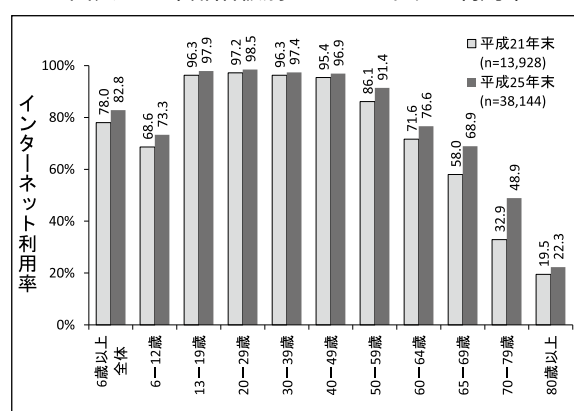
- 平成9～12年末までの数値は「通信白書（現情報通信白書）」から抜粋。
- インターネット利用者数（推計）は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等あらゆるものを含み（当該機器を所有しているか否かは問わない。）、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。
- 平成13年末以降のインターネット利用者数は、6歳以上の推計人口（国勢調査結果及び生命表等を用いて推計）に本調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗じて算出
- 調査対象年齢については、平成11年末まで15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末以降は6歳以上。

（出所）総務省「平成25年通信利用動向調査の結果」⁵⁾

図表6は6歳以上の年齢階級別でのインターネット利用率を示す。6～12歳までの小学生相当の年齢階級では平成21年末の68.6%から25年末の73.3%へと4.7ポイント増加し、おおむね4分の3程度の利用率である。

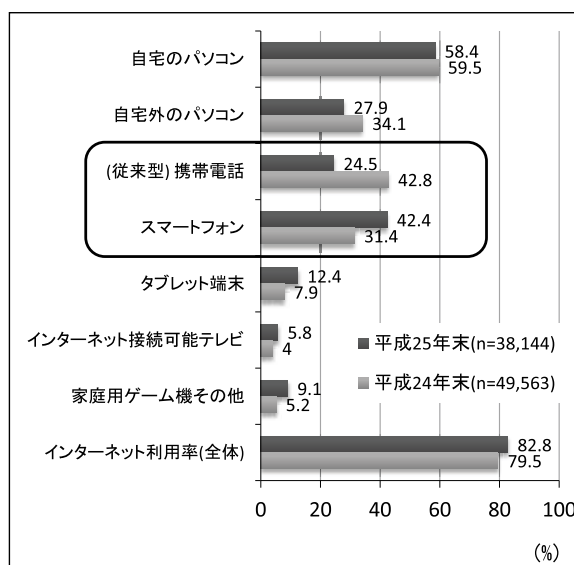
13～19歳までの中学生、高校生相当の年齢階級では平成21年末96.3%、25年末97.9%とわずかではあるがさらに増加している。なお、65～79歳の年齢層で平成21年末に対する25年末の利用率が著しく高まっており、とくに70～79歳では平成21年末の32.9%に対して25年末は48.9%と16.0ポイント増加している。これは、パソコンを使い慣れた年代が徐々に高齢化していることと、これまでパソコンなどを利用していなかった高齢者が直感的な操作で使いやすいスマートフォンやタブレット端末などを使い始めたことなどで、インターネットに接続する割合が高まっている可能性がある。

図表6 年齢階級別インターネット利用率



（出所）総務省「平成25年通信利用動向調査の結果」⁵⁾

図表7 端末別インターネット利用率



（出所）総務省「平成25年通信利用動向調査の結果」⁵⁾

図表7に示す端末別インターネット利用率において、平成25年末では自宅のパソコンを利用してインターネットに接続する割合が58.4%と最も高く、次に

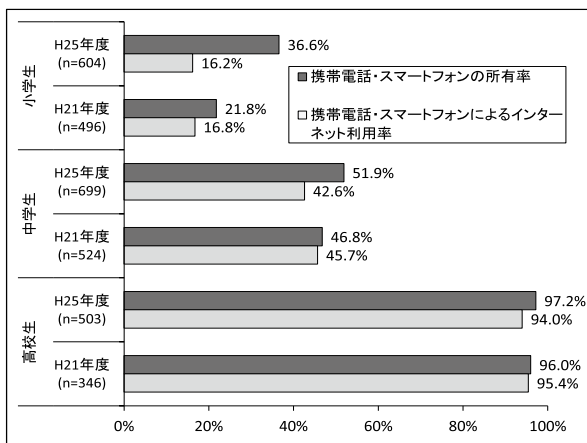
スマートフォンが42.4%と続いている。平成24年末から平成25年末にかけての1年間で従来型の携帯電話を利用してインターネットに接続する割合とスマートフォンを利用しての割合がほぼ逆転した形となり、従来型の携帯電話の利用は、平成24年末の42.8%に対して平成25年末は24.5%と大幅に減少している。

自宅に設置されたパソコンから利用するだけでなく、スマートフォンやタブレット端末のようにいつでもどこでも持ち出して常時接続に近い感覚でインターネットを利用する環境が今では当たり前となっていることがわかる。

3 小学生の16.3%がスマートフォンを所有

図表8は児童の携帯電話またはスマートフォンの所有率とそれらによるインターネット利用率である。平成25年度の携帯電話・スマートフォンの所有率は、小学生36.6%、中学生51.9%、高校生97.2%で高校生のほぼ全員が携帯電話かまたはスマートフォンを所有している。このうち、小学生については平成21年度の所有率21.8%に対して、14.8ポイントの大幅な増加となっている。

図表8 携帯電話・スマートフォンの所有率とインターネット利用率



(出所) 内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」⁶⁾

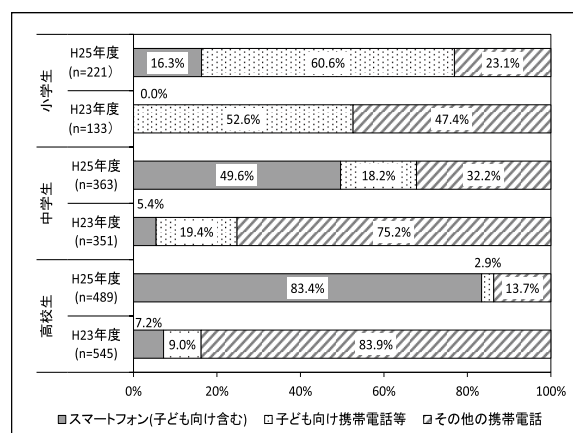
一方、携帯電話またはスマートフォンを利用してのインターネット接続の割合は、平成25年度において小学生で16.2%、中学生で42.6%、高校生で94.0%であり、平成21年度のそれぞれの割合からあまり変化はないものの、中学生と高校生では、携帯電話やスマートフォ

ンを所有している児童のほとんどが、それらを利用してインターネット接続を行うことがあるということを表している。

図表9は児童の所有する携帯電話の種類を示している。平成25年度の小学生では、「スマートフォン」16.3%、「子ども向け携帯電話等」60.6%、「その他の携帯電話」23.1%で、2年前の23年度ではスマートフォンの所有は無かったが、23年度の「その他の携帯電話」47.4%が25年度では23.1%と24.3ポイント減っていることから、その他の携帯電話から一部入れ替わって所有されるようになったものと考えられる。中学生の平成25年度では、「スマートフォン」49.6%、「子ども向け携帯電話等」18.2%、「その他の携帯電話」32.2%となっており、スマートフォンの割合が、23年度の5.4%に対して44.2ポイントの増加で、約9倍となっている。高校生の平成25年度では、「スマートフォン」83.4%、「子ども向け携帯電話等」2.9%、「その他の携帯電話」13.7%となっており、スマートフォンの割合は、23年度の7.2%に対して76.2ポイントの増加で、11倍を超えている。

この2年間で、従来の携帯電話からスマートフォンへの移行は急激に進み、児童でもとくに学年が上がるほどその傾向が顕著であることがわかる。高機能で高い拡張性持つスマートフォンへの移行が、携帯電話キャリア（通信事業者）の顧客囲い込みを目的とした価格競争など販売促進活動によって進められてきており、今後もさらに移行が進む可能性が高い。

図表9 児童の所有する携帯電話の種類



(出所) 内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」⁶⁾

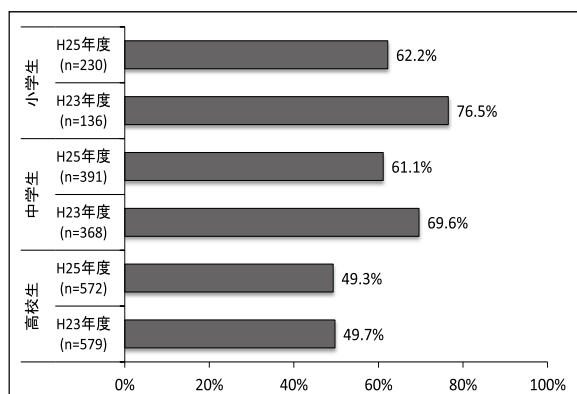
4 フィルタリングとペアレンタルコントロールの設定は保護者の責務

インターネットを利用する児童を犯罪の被害から守るための有効な方策の一つとしてフィルタリング（青少年有害情報フィルタリングサービス）がある。フィルタリングとは、インターネット上にある、児童の閲覧にふさわしくない、出会い系サイトやアダルトサイト、薬物、自殺などの有害情報が含まれるサイトにアクセスできないよう制限する機能のことである。各携帯電話キャリアは、それぞれ独自のフィルタリングサービスを提供している。

携帯電話やスマートフォンでのフィルタリングサービスの利用率（図表10）を見ると、平成25年度では、小学生62.2%、中学生61.1%、高校生49.7%となっている。これらは平成23年度の利用率と比較してすべて低下しており、とくに小学生では平成23年度の76.5%に対して14.3ポイントの大幅な低下を示している。

スマートフォンのフィルタリングには携帯電話キャリアとの契約だけでは不十分であり、別途フィルタリング用アプリ（ソフトウェア）のインストールを必要とする場合があるため、設定の手間や知識の必要性などから従来の携帯電話に比べて利用率が低下している可能性がある。

図表10 フィルタリング利用率
（携帯電話・スマートフォン）



（出所）内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」⁶⁾

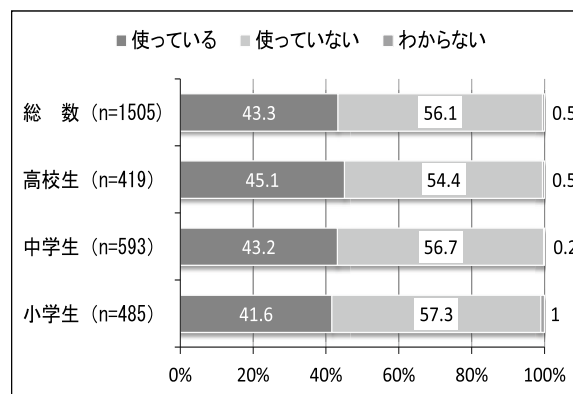
ところで、インターネットに接続できる機器としては、パソコン、携帯電話、スマートフォンの他にも、児童が多く所有しているゲーム機、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤー等がある。小学生から高校生までの6割以上がゲーム機を利用し、4割以上が携

帯音楽プレイヤーを利用している⁶⁾。

図表11はこれらの機器を所有している児童のうちで、これらの機器からインターネットを利用している割合である。すべての学校種別において4割以上がインターネットを利用している。しかし、これらの機器におけるフィルタリングは、端末ごとの機能としてあらかじめ備わっているものを利用することになるが、その設定や管理はすべて個人に任せられることになる。それらを児童が自ら判断して行うことには限界がある。機器の購入段階で販売店などに問い合わせる必要がある。

また、ゲーム機にはフィルタリングの他にもペアレンタルコントロールという機能を持つものがあり、端末にこの機能を設定することにより児童に悪影響を与えそうなゲームの使用や購入を制限する機能を提供する。この場合、ペアレンタルコントロールの設定を変更するには保護者が設定したパスワードの入力が必要であり、児童が勝手に設定を変更できないようになっている。ゲーム機を購入してそのまま安易に児童に端末を渡すことは避け、できれば保護者が自らしばらくの間使用し、ある程度の機能制限を行った上で渡すことを心がけるべきであると言える。

図表11 インターネットの利用（ゲーム機、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤー）



（出所）内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」⁶⁾

おわりに

平成26年10月10日(金)発行の新潟日報朝刊の中では、新潟県内の10代の少女が新潟県外に住む20代の男性から性犯罪被害を受けたことに関連し、少女がこの男性との接点を持ったきっかけとして少女が所有する音楽プレイヤーからインターネットに接続し、通信アプリ

を使ってメッセージを交換していたことを報じている⁷⁾。また、この他にもネット上での交流をきっかけに女子児童が犯罪の被害者となっているケースが新潟県内でも頻繁に報道されるようになってきている。元来このようなネットワーク利用犯罪の発生は、地域とはあまり関係なく、都会でも地方でも同様に発生する可能性がある。一方で、例えばスマートフォンのように比較的新しい情報通信機器などについては、児童の親の世代でもなかなか十分に使いこなせず、四苦八苦しながらかろうじて使っている場合が多い。

このような状況の下で、子どもにスマートフォンやゲーム機を安易に買い与え、無防備にインターネットへの接続を許していることは、一見、子どもに対して寛容な親であるとも見られがちであるが、むしろ子どもが犯罪の被害者あるいは加害者となる可能性が高まることをしっかりと認識しておく必要がある。

自分の子どもを被害から守るという意味では、とくに保護者はインターネット接続やアプリの機能などの情報通信の基礎知識について普段から理解を深めておくことに加え、子どもとのコミュニケーションを通じてトラブルの早期発見に努めていく必要がある。

参考資料

- 1) 村山光博. コミュニティサイトでの児童被害の防止に向けた保護者の責務. 地域研究. no.12, p.91-103.
- 2) 警察庁. 平成25年中のサイバー犯罪の検挙状況等について. 2014.
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf01-2.pdf>, (参照2014-10-14)
- 3) 警察庁. 平成26年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について. 2014,
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h26/pdf02-1.pdf>, (参照2014-10-14)
- 4) 警察庁. 平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について. 2014.
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf02-2.pdf>, (参照2014-10-14)
- 5) 総務省. 平成25年通信利用動向調査の結果. 2014.
http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/140627_1.pdf, (参照2014-10-14)
- 6) 内閣府. 平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書. 2014.
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf-index.html>, (参照2014-10-14)
- 7) 「携帯音楽機器もきっかけに」『新潟日報』ニューズアイ, 2014/10/10/金・朝刊 28面